

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成27年3月31日現在)	提出日現在発行数(株) (平成27年6月24日現在)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,643,642,100	3,643,642,100	東京、名古屋 (以上市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	3,643,642,100	3,643,642,100	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年2月26日 (注1)	470,831	3,585,892	13,797	247,110	13,797	96,969
平成26年3月19日 (注2)	57,750	3,643,642	3,819	250,930	3,819	100,789

(注) 1. 有償一般募集

発行価格：138円 発行価額：132円28銭 資本組入額：29円30銭

2. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格：132円28銭 資本組入額：66円14銭 割当先：みずほ証券(株)

## (6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	87	67	1,294	561	53	142,100	144,163	—
所有株式数 (単元)	2	999,517	70,405	594,216	1,167,886	173	799,877	3,632,076	11,566,100
所有株式数の 割合（%）	0.00	27.52	1.94	16.36	32.15	0.00	22.02	100.00	—

(注) 1. 自己株式5,040,069株は、「個人その他」に5,040単元、「単元未満株式の状況」に69株含まれております。  
 なお、自己株式数5,040,069株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は5,039,069株であります。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ82単元及び479株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	122,896	3.37
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	108,507	2.98
新日鐵住金(株)	東京都千代田区丸の内2-6-1	107,345	2.95
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1-6-6	101,189	2.78
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	64,669	1.77
三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内1-4-5	52,333	1.44
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	47,348	1.30
シービーエヌワイーガバメント オブ ノルウェー（常任代理人 シティバンク 銀行(株)）	米国・ニューヨーク （東京都新宿区新宿6-27-30）	47,222	1.30
双日(株)	東京都千代田区内幸町2-1-1	45,016	1.24
ステート ストリート バンク ウェス ト クライアント - トリーティ 505234（常任代理人 (株)みずほ銀行決 済営業部）	米国・ノースクインシー （東京都中央区月島4-16-13）	44,435	1.22
計	—	740,960	20.34

(注) 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)の所有株式は、信託業務に係るものであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14,058,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,618,018,000	3,618,018	—
単元未満株式	普通株式 11,566,100	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	3,643,642,100	—	—
総株主の議決権	—	3,618,018	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が82,000株、及び株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が82個、及び株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式に係る議決権の数が1個含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
当社	神戸市中央区 脇浜海岸通2-2-4	5,039,000	—	5,039,000	0.14
浅井産業(株)	東京都港区 港南2-13-34	7,307,000	—	7,307,000	0.20
神鋼鋼線工業(株)	尼崎市中浜町10-1	—	1,000,000	1,000,000	0.03
三和鐵鋼(株)	愛知県海部郡 飛島村金岡7	414,000	—	414,000	0.01
(株)セラテクノ	明石市貴崎 5-11-70	298,000	—	298,000	0.01
計	—	13,058,000	1,000,000	14,058,000	0.39

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株あります。なお、当該株式数は「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2. 神鋼鋼線工業(株)保有の他人名義の株式は、以下の名義で退職給付信託に拠出されたものであります。  
みずほ信託銀行(株)退職給付信託神鋼鋼線工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行(株)1,000,000株  
(東京都中央区晴海1-8-12)

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	146,648	26,821,707
当期間における取得自己株式	19,698	4,429,722

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数は含めておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行なった取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行なった取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行なった取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡し)	9,950	4,593,425	—	—
保有自己株式数	5,039,069	—	5,058,767	—

(注) 1. 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求による売渡し)」には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求により売渡した株式数は含めておりません。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数及び単元未満株式の買増請求により売渡した株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績及び配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮するうえで、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項及び第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末及び期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行なう場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行ないます。

以上を踏まえ、当事業年度の期末配当につきましては、1株につき2円といたしました。これにより当事業年度の配当は、先にお支払いいたしました中間配当と合わせて、1株につき年4円となります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成26年10月31日 取締役会	7,277	2.0
平成27年5月15日 取締役会	7,277	2.0

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第158期	第159期	第160期	第161期	第162期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	243	225	144	191	240
最低(円)	154	108	57	102	126

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月
最高(円)	180	190	213	221	240	237
最低(円)	153	174	188	185	200	216

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員 の 状 況】

男性16名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		佐藤 廣士	昭和20年 9月25日生	昭和45年 4月 当社入社 平成 8年 6月 当社取締役 平成11年 4月 当社取締役、執行役員 平成11年 6月 当社常務執行役員 平成12年 6月 当社取締役、常務執行役員 平成14年 6月 当社取締役、専務執行役員 平成15年 6月 当社専務取締役 平成16年 4月 当社取締役副社長 平成21年 4月 当社取締役社長 平成25年 4月 当社取締役会長(現) (主要な兼職) 平成26年 6月 大日本住友製薬(株)社外取締役	(注) 3	349
取締役社長 (代表取締役)		川崎 博也	昭和29年 8月 4日生	昭和55年 4月 当社入社 平成19年 4月 当社執行役員 平成22年 4月 当社常務執行役員 平成24年 4月 当社専務執行役員 平成24年 6月 当社専務取締役 平成25年 4月 当社取締役社長(現)	(注) 3	213
取締役副社長 (代表取締役)	機械事業部門長	檜木 一秀	昭和28年11月11日生	昭和52年 4月 当社入社 平成20年 4月 当社執行役員 平成22年 4月 当社常務執行役員 平成24年 4月 当社専務執行役員 平成24年 6月 当社専務取締役 平成26年 4月 当社取締役副社長(現)	(注) 3	186
取締役副社長 (代表取締役)	鉄鋼事業部門長	尾上 善則	昭和30年11月30日生	昭和55年 4月 当社入社 平成20年 4月 当社執行役員 平成22年 4月 当社常務執行役員 平成24年 4月 当社専務執行役員 平成26年 4月 当社副社長執行役員 平成26年 6月 当社取締役副社長(現)	(注) 3	131
取締役副社長 (代表取締役)	アルミ・銅事業部門長	金子 明	昭和29年11月 3日生	昭和54年 4月 当社入社 平成21年 4月 当社執行役員 平成23年 4月 当社常務執行役員 平成26年 4月 当社専務執行役員 平成26年 6月 当社専務取締役 平成27年 4月 当社取締役副社長(現)	(注) 3	95
取締役副社長 (代表取締役)	監査部、秘書広報部、総務部、法務部、人事労政 部、経営企画部、経理 部、財務部、営業企画 部、建設技術部、ラグビ ー部支援室、電力事業企 画推進本部、支社・支店 (高砂製作所を含む)、 海外拠点(本社所管)の 総括、全社コンプライア ンスの総括	梅原 尚人	昭和30年 4月 6日生	昭和54年 4月 当社入社 平成21年 4月 当社執行役員 平成23年 4月 当社常務執行役員 平成26年 4月 当社専務執行役員 平成26年 6月 当社専務取締役 平成27年 4月 当社取締役副社長(現)	(注) 3	109

役名	担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務取締役	全社技術開発の総括、環境防災部、ものづくり推進部、IT企画部の総括、全社システムの総括	杉崎 康昭	昭和32年5月17日生	昭和63年4月 当社入社 平成21年4月 当社技術開発本部開発企画部長 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員 平成26年6月 当社常務取締役 平成27年4月 当社専務取締役(現)	(注)3	66
専務取締役	エンジニアリング事業部門長	眞部 晶平	昭和30年9月16日生	昭和53年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社常務執行役員 平成27年4月 当社専務執行役員 平成27年6月 当社専務取締役(現)	(注)3	113
常務取締役	溶接事業部門長	輿石 房樹	昭和34年8月29日生	昭和59年4月 当社入社 平成19年4月 当社溶接カンパニー技術開発部長 平成22年10月 当社溶接事業部門開発部長兼開発企画室長 平成23年7月 当社溶接事業部門開発部長 平成24年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社常務執行役員 平成27年6月 当社常務取締役(現)	(注)3	53
取締役		北畑 隆生	昭和25年1月10日生	昭和47年4月 通商産業省入省 平成16年6月 経済産業省経済産業政策局長 平成18年7月 経済産業事務次官 平成20年7月 経済産業省退官 平成22年6月 当社取締役(現) 丸紅(株)社外監査役 平成25年6月 (学)三田学園理事長(現) 丸紅(株)社外取締役(現) 平成26年4月 (学)三田学園学校長 平成26年6月 セーレン(株)社外取締役(現) 日本ゼオン(株)社外取締役(現)	(注)3	35
取締役		越智 洋	昭和21年1月5日生	昭和43年4月 中部電力(株)入社 平成13年6月 同社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成17年6月 同社取締役副社長 平成19年6月 同社取締役副社長執行役員 平成21年6月 同社取締役副社長執行役員退任 (株)トーエネック取締役社長兼執行役員 平成23年6月 同社取締役社長 社長執行役員 平成26年6月 同社取締役社長 社長執行役員退任 当社取締役(現)	(注)3	3

役名	常勤／非常勤	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	常勤	藤原 寛明	昭和25年11月12日生	昭和50年4月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員 平成18年4月 当社常務執行役員 平成21年4月 当社専務執行役員 平成21年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社取締役副社長 平成26年6月 当社監査役(現)	(注) 5	142
監査役	常勤	山本 敬藏	昭和26年11月19日生	昭和51年4月 当社入社 平成22年4月 当社資源・エンジニアリング事業部門 原子力・CWD本部長兼営業部長 平成24年4月 当社技監 平成26年6月 当社監査役(現)	(注) 5	41
監査役	非常勤	佐々木 茂夫	昭和19年10月12日生	昭和44年4月 検事任官 平成16年1月 札幌高等検察庁検事長 平成17年4月 福岡高等検察庁検事長 平成18年5月 大阪高等検察庁検事長 平成19年7月 退官 平成19年8月 弁護士登録 平成20年6月 当社監査役(現) 積水樹脂(株) 社外監査役(現) 平成21年6月 大阪証券金融(株) 社外取締役 平成22年6月 (株)大阪証券取引所社外取締役 平成24年5月 岩井コスモ証券(株) 社外取締役(現) 平成25年7月 東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人) 外部理事(現)	(注) 4	50
監査役	非常勤	沖本 隆史	昭和25年11月14日生	昭和48年4月 (株)第一勧業銀行入行 平成13年6月 同行執行役員 平成14年4月 (株)みずほコーポレート銀行執行役員 平成14年10月 同行常務執行役員 平成17年4月 同行取締役副頭取 平成19年4月 同行取締役副頭取退任 (株)オリエントコーポレーション顧問 平成19年6月 同社取締役会長兼会長執行役員 平成20年6月 第一三共(株) 社外取締役 平成23年6月 (株)オリエントコーポレーション取締役 会長兼会長執行役員退任 当社監査役(現) 富士通(株) 社外取締役 平成24年6月 富士電機(株) 社外取締役 中央不動産(株) 取締役社長(現) 平成25年6月 新電元工業(株) 社外監査役(現) 清和綜合建物(株) 監査役(現)	(注) 6	41
監査役	非常勤	坂井 信也	昭和23年2月9日生	昭和45年4月 阪神電気鉄道(株)入社 平成14年6月 同社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成18年6月 同社取締役社長 平成18年10月 阪急阪神ホールディングス(株) 取締役 (現) 平成19年6月 朝日放送(株) 社外取締役(現) 山陽電気鉄道(株) 社外取締役(現) 神姫バス(株) 社外取締役 平成20年6月 (株)阪神タイガース取締役会長(現) 平成23年4月 阪神電気鉄道(株) 取締役会長(現) 平成24年6月 当社監査役(現)	(注) 4	24
計						1,651



- (注) 1. 取締役北畑隆生、越智洋は、社外取締役であります。
2. 監査役佐々木茂夫、沖本隆史、坂井信也は、社外監査役であります。
3. 平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(執行役員の状況)

当社は、事業部門制の下で執行役員制を導入しておりますが、平成27年6月24日現在の執行役員は22名で、以下のとおりであります。

○本社等

役名	担当	氏名	略歴
専務執行役員	秘書広報部、総務部、人事労政部（除く安全管理、QC支援）、営業企画部、建設技術部、ラグビー部支援室、支社・支店（高砂製作所を含む）の担当	森地 高文	昭和56年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員 平成27年4月 当社専務執行役員(現)
常務執行役員	技術開発本部長、新鉄源事業の支援	三宅 俊也	昭和59年4月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員 平成27年4月 当社常務執行役員(現)
執行役員	経理部、財務部の担当	河原 一明	昭和57年4月 当社入社 平成26年4月 当社執行役員(現)
執行役員	電力事業企画推進本部長	北川 二朗	昭和57年4月 当社入社 平成26年4月 当社執行役員(現)
執行役員	環境防災部、人事労政部（安全管理、QC支援）、ものづくり推進部、IT企画部、鉄鋼事業部門技術総括部、システム技術部、技術開発センターの担当、 全社システムの担当	山本 浩司	平成2年8月 当社入社 平成26年4月 当社執行役員(現)
執行役員	監査部の担当、全社コンプライアンスの担当、法務部長	大久保 安	昭和56年4月 当社入社 平成27年4月 当社執行役員(現)
執行役員	海外拠点（本社所管）の担当、 経営企画部長	勝川 四志彦	昭和60年4月 当社入社 平成27年4月 当社執行役員(現)

○鉄鋼事業部門

役名	担当	氏名	略歴
専務執行役員	企画管理部、営業総括部、原料部、資材部の担当	宮下 幸正	昭和55年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成26年4月 当社専務執行役員(現)
常務執行役員	線材条鋼営業部の担当、営業全般の担当	後藤 隆	昭和55年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	線材条鋼商品技術部、厚板商品技術部、薄板商品技術部の担当	水口 誠	昭和57年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	鋼材生産全般の担当、加古川製鉄所長	柴田 耕一郎	昭和59年4月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社常務執行役員(現)
執行役員	素形材企画部の担当、鍛造鋼事業部、チタン本部、鉄粉本部の担当	松原 弘明	昭和56年4月 当社入社 平成26年4月 当社執行役員(現)

役名	担当	氏名	略歴
執行役員	厚板営業部、薄板営業部の担当	岡 欣彦	昭和58年4月 当社入社 平成26年4月 当社執行役員(現)
執行役員	I P P 本部の担当、神戸製鉄所長	宮崎 庄司	昭和60年4月 当社入社 平成27年4月 当社執行役員(現)

○溶接事業部門

役名	担当	氏名	略歴
執行役員	生産センターの担当、企画管理部長	山本 明	昭和62年4月 当社入社 平成27年4月 当社執行役員(現)

○アルミ・銅事業部門

役名	担当	氏名	略歴
常務執行役員	企画管理部、原料部の担当、アルミ板事業の担当	加藤 宏	昭和55年4月 当社入社 平成21年1月 神鋼商事(株)へ転籍 平成21年6月 同社執行役員 平成24年6月 同社常務執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	技術部の担当、鋳鍛事業の担当	藤井 拓己	昭和56年4月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社常務執行役員(現)
執行役員	銅板事業の担当、長府製造所長、技術部について担当役員を支援	磯野 誠昭	昭和61年4月 当社入社 平成27年4月 当社執行役員(現)

○機械事業部門

役名	担当	氏名	略歴
専務執行役員	圧縮機事業部長	大濱 敬織	昭和56年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成26年4月 当社専務執行役員(現)
専務執行役員	産業機械事業部長	山口 貢	昭和56年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員 平成27年4月 当社専務執行役員(現)

○エンジニアリング事業部門

役名	担当	氏名	略歴
常務執行役員	鉄構・砂防部、都市システム部の担当、原子力・CWD本部の担当	森崎 計人	昭和58年4月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社常務執行役員(現)
執行役員	新鉄源本部長	石川 裕士	昭和57年4月 当社入社 平成26年4月 当社執行役員(現)

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 企業統治の体制

##### 1) 会社の機関の内容、現在の体制を選択している理由

###### (i) 現在の体制を選択している理由

当社は、「指名委員会等設置会社」のように経営の監督と執行を完全に分離するのではなく、会社事業に精通した者が中心となってより機動的な経営を行なう「監査役設置会社」であります。加えて、より一層の透明性、公正性が担保された体制を目指して、以下に記載のとおり、社外取締役の選任や監査体制の強化などを行なっております。

###### (ii) 取締役会、監査役の構成

当社の取締役会は、当社定款第18条で定員を「15名以内」と定めておりますが、社外取締役2名を含む計11名で構成されております。取締役会は、活発かつ幅広く議論が行なわれるよう、社長の他、本社部門で重要な役職を担う取締役、重要な事業部門の長たる取締役及び社外取締役で構成しております。

一方、監査役は、会社法上、3名以上置き、そのうち半数以上を社外監査役とすることが義務づけられていますが、当社は、より透明性・公正性が担保され、監査機能が果たされるよう、5名の監査役を置き、そのうち3名は法曹界、金融界、産業界出身の社外監査役で構成されております。

なお、監査役藤原 寛明、監査役沖本 隆史及び監査役坂井 信也の3氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・監査役藤原 寛明氏は、当社において、平成16年4月から平成17年3月まで執行役員財務部長を務め、平成17年4月から平成21年3月まで執行役員として財務部を、平成21年4月から平成21年6月まで執行役員として、平成21年6月から平成26年3月まで取締役として財務部及び経理部を担当しておりました。
- ・監査役沖本 隆史氏は、(株)第一勧業銀行及び(株)みずほコーポレート銀行に長年勤務し、平成17年4月から平成19年4月まで取締役として銀行業務に従事しておりました。
- ・監査役坂井 信也氏は、阪神電気鉄道(株)において、経理部門に長年在籍し、平成14年6月から平成18年6月まで取締役として同部門を担当しておりました。

###### (iii) 社外取締役及び社外監査役

当社は、監督機能とガバナンス体制の向上を図るべく、社外の公正中立な意見を取締役会の決議に反映させる立場にある者として、当社と利害関係のない社外取締役2名を招聘しております。

社外取締役2名は、毎月開催される取締役会への出席の他、2名とも当社の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」に基づき設置されている独立委員会の委員も務めております。独立委員会は、当社に対し大規模買付者による提案が行なわれた際に招集される他、半期に1回、定時委員会を開催し、当該半期における当社の各事業を取り巻く環境、事業の概況、近時における会社法制の変化や株式市場の状況など外部環境についての情報収集、認識の共有化、議論を行なうことで、有事において公正中立かつ適切な意見を取締役会に提言できるように備えております。

このように、社外監査役3名に加え、社外取締役2名の招聘により、当社の取締役会には、業務執行から切り離され、かつ公正中立な立場にある5名の者が出席する体制となっており、当社のガバナンス体制の向上が図られていると考えております。

- ・社外取締役北畑 隆生氏は、丸紅(株)、セーレン(株)及び日本ゼオン(株)の社外取締役であります。当社と丸紅(株)の間には、取引関係はございますが、開示すべき特別な関係はございません。当社とセーレン(株)の間には、開示すべき特別な関係はございません。当社と日本ゼオン(株)の間には、取引関係はございますが、開示すべき特別な関係はございません。また、同氏は(学)三田学園の理事長を兼務しておりますが、当社と同法人の間には、取引関係はなく、当社からの同法人に対する寄附もございません。
- ・社外取締役越智 洋氏は、平成21年6月まで、中部電力(株)の業務執行取締役でありました。当社と中部電力(株)とは、当社機械事業部門及びエンジニアリング事業部門にて取引がありますが、その規模は両事業部門の売上高の合計額の1%未満であり、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は平成26年6月まで(株)トーエネックの業務執行取締役でありました。当社と(株)トーエネックとは、当社機械事業部門にて取引がございましたが、その規模は同事業部門の売上高の1%未満であり、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではありません。
- ・社外監査役佐々木 茂夫氏は、積水樹脂(株)の社外監査役及び岩井コスモ証券(株)の社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該2社との間には、開示すべき特別な関係はございません。また、同氏は日本取引所自主規制法人の外部理事を兼務しておりますが、当社と同法人の間には開示すべき特別な関係はございません。

- ・社外監査役沖本 隆史氏は、新電元工業(株)の社外監査役を兼務しております。当社と新電元工業(株)の間には、開示すべき特別な関係はございません。また、同氏は中央不動産(株)の業務執行取締役及び清和総合建物(株)の監査役を兼務しております。当社と当該2社との間には、取引関係はございません。なお、同氏は平成19年4月まで当社の主要な借入先である(株)みずほコーポレート銀行(現 (株)みずほ銀行)の業務執行取締役でありましたが、当社は同行の他多数の金融機関と取引を行なう中、同行からの借入額は当社の資金調達額全体の10%未満で同行に多くを依存しておらず、また、同行の業務執行者を退任して8年を経過していることから、同氏の社外監査役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断しております。
- ・社外監査役坂井 信也氏は、阪急阪神ホールディングス(株)の業務執行取締役、阪神電気鉄道(株)の業務執行取締役、(株)阪神タイガースの業務執行取締役を兼務しております。当社と阪神電気鉄道(株)とは、当社機械事業部門にて取引がございますが、その規模は同事業部門の売上高の1%未満であり、同氏の社外監査役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではありません。また、当社と阪急阪神ホールディングス(株)、(株)阪神タイガースとは取引関係はございません。なお、同氏は朝日放送(株)の社外取締役及び山陽電気鉄道(株)の社外取締役も兼務しておりますが、当社と当該2社との間には、開示すべき特別な関係はございません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役について、その独立性に関する基準を定めておりませんが、その候補者を選定するにあたっては、会社法で要求される「社外性」に加え、各分野での豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて客観的・公正・中立な判断を期待できる人物が、社外取締役及び社外監査役にふさわしいと考え、この考えに照らして選定しております。

当社の現在の社外取締役の2名及び社外監査役の3名は、いずれも豊富な経験及び高い見識を有する人物であり、当社の考え方に照らして、適任であると判断しております。

(当社は社外取締役2名、社外監査役3名の全員を独立役員として金融商品取引所に届け出ております。)

社外取締役は、取締役会において、会計監査や内部統制監査の結果について報告を受け、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。加えて、監査役と定期的に会合をもち、連携を図っております。

社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、「②内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係」をご参照ください。

#### (iv) 業務執行の仕組み

株主総会にて株主から選任され、株主及び取引先等関係者に対し法的責任を負う取締役が業務執行の中核を担い、主要な事業部門の業務執行を統括しております。

これらの取締役の指揮の下で執行役員が業務の執行を分担しております。当社の執行役員は、法定の機関ではありませんが、取締役会で選任され、取締役社長から委嘱された業務を執行する重要な役職であると位置付けております。

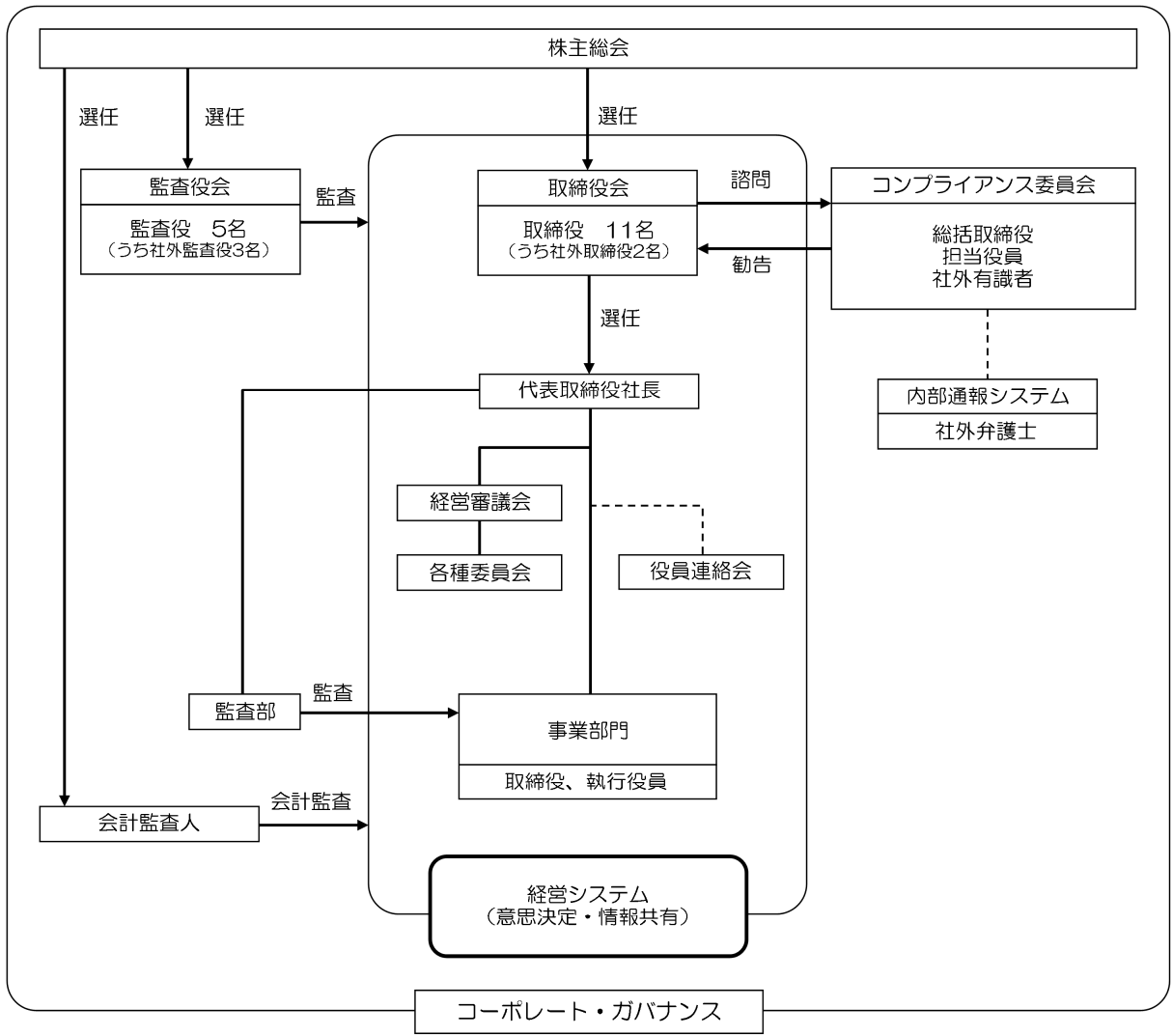
なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役及び執行役員の任期は1年としております。

こうした体制のもと、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「グループ経営審議会」(四半期に1回開催)及び「経営審議会」(月2回開催)を開催しております。

また、業務を執行する取締役、執行役員及び技監並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」(四半期に1回開催)を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図っております。

この他、会社の経営全般に及ぼす影響度が高い事項を、社長又は上位職位の諮問を受けて関係者が審議する場所として委員会を設けることがあります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次の図のとおりです。



2) 内部統制システムの整備状況

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりです。

(i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた『企業倫理綱領』をコンプライアンスの規範・基準とする。また、当社及び主要グループ会社において、取締役会の諮問機関として外部委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ法令遵守体制を構築する。

(ii) 財務報告の適正性確保のための体制整備

『財務報告に係る内部統制基本規程』に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

(iii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行なう。

(iv) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。『リスク管理規程』は、当社事業を取り巻くリスクについて、各部門が個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して予防保全策及びリスク顕在時の対応手順を定める他、リスク管理のモニタリング体制のあり方について規定するものである。『リスク管理規程』に定める「リスク管理基準」は、適宜その内容を見直すこととする。また、この体制については、内部監査部門により適切性及有効性の検証を実施する。

(v) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は「監査役設置会社」であるが、より「透明性」「公正性」が確保された経営体制を実現すべく、当社グループのコーポレート・ガバナンス機能の中心となる当社取締役会に社外取締役を選任する。

また、「迅速」な意思決定に加えて、事業ユニット間での情報共有・連携などグループの総合力を最大限発揮していくための経営システムとして「事業部門制」を採用している。主要な事業部門では取締役が業務執行を統括し、その指揮の下で取締役会が選任した執行役員が業務を執行する。

この他、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「グループ経営審議会」及び「経営審議会」を開催する。また、業務を執行する取締役、執行役員及び技監並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。

(vi) 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『関係会社管理規程』に従い、関係会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけるとともに、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。

関係会社は事業を取り巻くリスクについて、『リスク管理規程』に従い、個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して現状評価を行ない適切な予防保全策を立案する。

また、関係会社に対して、適宜取締役又は監査役を派遣し、関係会社の取締役会へ出席するとともに、関係会社の経営を管理・監督する。

さらに法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた『企業倫理綱領』『行動基準』の制定、コンプライアンス委員会の設置、内部通報制度の整備を関係会社に対して求め、法令遵守体制を構築する。

ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保することが必要であることから、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をする。

(vii) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の同使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため監査役事務局を置く。また、事務局の使用人については、取締役からの独立性の確保及び指示の実効性の確保を図るため、その人事異動及び人事評価等を監査役と事前に協議する。

事務局の使用人は「監査役監査規程」に従い、監査役の指示を受けて監査役監査に係る補助業務等を行なう。なお、監査役監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役、執行役員及び使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

(viii) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、及び監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査役会又は監査役に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況についても、都度報告する。

加えて、子会社の状況については、必要に応じて、その取締役、監査役、使用人から監査役に対して報告を行なうとともに、監査役事務局及び特定監査を含めた当社の内部監査部門は、監査役会又は監査役に対してグループ全体のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行なう。

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査役に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことを企業倫理綱領に定め、その周知徹底を図る。

(ix) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役及び監査役会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

(x) その他監査役監査の実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役監査の実効性を確保するため、監査役会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査役と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

### 3) コンプライアンス体制

当社は、法令や社会規範の遵守なくして企業の存立はあり得ないとの認識の下、コンプライアンス体制の構築を経営の最重要課題と位置付けております。平成12年6月に、法令等を遵守するための具体的な企業行動指針として『企業倫理綱領』を制定し、その後の事業環境の変化に応じて、改定を行っております。本綱領は、良き「企業市民」として法令その他の社会規範を遵守し、環境に配慮しながら、優れた製品・サービスの提供を通じて社会に貢献するため、会社及び役員、社員が守るべき規範・基準を記載しております。

また、平成15年6月、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、様々な取組みを実施しております。具体的には、推進計画の立案と進捗状況の確認の他、「内部通報システム」に通報のあった重大事案やコンプライアンス違反事案に関する審議を行なうとともに、必要に応じて再発防止策等の施策を取締役に答申するなど、コンプライアンス経営の実効を高めております。

さらに、この取組みを当社グループ全体にも広げるべく活動を展開しており、主なグループ会社においても『企業倫理綱領』を制定し、「コンプライアンス委員会」を設置しております。加えて、外部の弁護士を受付窓口とする「神戸製鋼グループ内部通報システム」を構築するとともに、グループ各社に導入しております。

また、当社を含めたグループ全体の役員を含めた全社員へのコンプライアンス意識の浸透を図るため、各種マニュアルの作成、教育などを実施しております。

#### ② 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査については、独立した監査組織として監査部（兼任含め14名）を設置しております。特にコンプライアンス、環境、情報セキュリティ等の各監査については、それぞれの統括部門が監査部と共同あるいは連携して監査を実施しております。また、監査部は、内部統制部門が実施する統制状況についても監査、確認を行ない、また、その結果をフィードバックするなど連携をとっております。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人に所属する、北山 久恵、東浦 隆晴、柴原 啓司の3名の公認会計士が監査業務を執行しております。また、会計監査業務に係る補助者は、同監査法人に所属する公認会計士12名及び公認会計士試験合格者4名、その他3名であります。会計監査人は、内部監査部門、内部統制部門との間で適宜情報交換を行ない、監査を行っております。

なお、内部監査及び会計監査と監査役監査の連携については、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行なうなど緊密な連携を保っております。また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会う他、監査の実施経過について適宜報告を受けております。加えて、監査役は、内部監査部門から定期的に監査方針・計画を聴取するとともに、内部監査部門、内部統制部門の双方から、適宜コンプライアンスやリスク管理等の内部統制システムの実施状況とその監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

#### ③ 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役北畑 隆生氏、越智 洋氏の2氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役佐々木 茂夫氏、沖本 隆史氏、坂井 信也氏の3氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、及び監査役は会社法第427条第1項及び当社定款の定め（社外取締役につき第28条第2項、監査役につき第36条第2項）に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### ⑤ 定款における取締役・株主総会に関する特別の定め

取締役に関しては、当社定款上、以下の特別の定めを置いております。

1) 第19条第2項で、取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なうとの定めを置いております。また、同条第3項でその決議は累積投票によらない旨を定めております。

2) 職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第28条第1項及び第36条第1項で、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役・監査役（取締役・監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとの定めを置いております。



3) 定時株主総会の決議を待たず柔軟かつ機動的に事業活動の成果である利益を株主に分配することで機動的な資本政策を実現可能とするため、取締役の任期を1年とするなどの要件を満たす会社において、定款の定めにより剰余金の配当等（自己株式の取得を含む。）の決定機関を取締役会とすることが認められていることから、当社定款第38条に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」との規定を置いております。

また、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、当社の定款第15条第2項の定めにより、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なうとの定めを置いております。

#### ⑥ 役員報酬等

イ. 役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	対象となる 役員の員数 (人)	備考
		基本報酬		
取締役 (社外取締役を除く)	491	491	12	報酬支給人員、支払額には、当期中に退任した取締役3名、監査役2名、社外役員1名を含めています。
監査役 (社外監査役を除く)	66	66	4	
社外役員	66	66	6	

(注) 1. 平成16年6月25日開催の第151回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額63百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない）、監査役の報酬額は月額11百万円以内と決議しております。

2. 役員賞与は支給しておりません。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法  
(方針の内容)

取締役の報酬は業績連動型の報酬制度に基づいて決定しております。役職位毎の基準報酬額を、事業年度毎の全社及び各事業部門の業績に応じて変動させることで、各事業に対する結果責任を明確にしております。

なお、社外取締役はその役割に鑑み、業績連動型の報酬制度の対象外としております。

監査役については、取締役報酬などを勘案し、役割に応じた報酬を設定しております。

取締役・監査役報酬は、それぞれ株主総会にて決議された限度額の範囲内において支給しております。

(方針の決定方法)

決定方法としては、取締役の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査役報酬の方針は監査役全員の協議により決定しております。

⑦ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
244銘柄 136,525百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
新日鐵住金(株)	134,882	38,036	業務提携の一環として
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	8,704	4,935	資金調達等の円滑化の為
(株)みずほフィナンシャルグループ	16,161	3,296	資金調達等の円滑化の為
三菱マテリアル(株)	10,491	3,073	業務提携の一環として
三菱重工業(株)	4,734	2,826	継続的取引関係の維持・深化の為
大同特殊鋼(株)	4,274	2,205	継続的取引関係の維持・深化の為
丸一鋼管(株)	661	1,765	継続的取引関係の維持・深化の為
電源開発(株)	515	1,499	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)三井住友フィナンシャルグループ	337	1,485	資金調達等の円滑化の為
三菱商事(株)	669	1,281	継続的取引関係の維持・深化の為
関西電力(株)	1,176	1,245	継続的取引関係の維持・深化の為
三井物産(株)	825	1,203	継続的取引関係の維持・深化の為
日本コークス工業(株)	9,229	1,144	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)大林組	1,845	1,073	継続的取引関係の維持・深化の為
エア・ウォーター(株)	735	1,049	継続的取引関係の維持・深化の為
東プレ(株)	947	1,045	継続的取引関係の維持・深化の為
双葉電子工業(株)	546	972	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)淀川製鋼所	2,247	959	継続的取引関係の維持・深化の為
アルコニックス(株)	427	924	継続的取引関係の維持・深化の為
西松建設(株)	2,740	915	継続的取引関係の維持・深化の為
日本発条(株)	926	886	継続的取引関係の維持・深化の為
鹿島建設(株)	2,421	876	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)日本製鋼所	1,774	821	継続的取引関係の維持・深化の為
豊田通商(株)	311	814	継続的取引関係の維持・深化の為

みなし保有株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	権限の内容
トヨタ自動車(株)	4,032	23,490	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い、議決権を行使する。
日本発条(株)	9,504	9,095	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い、議決権を行使する。
丸一鋼管(株)	1,201	3,205	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い、議決権を行使する。
サンコール(株)	5,069	3,188	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い、議決権を行使する。
シンフォニアテクノロジー(株)	14,898	2,413	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い、議決権を行使する。
本田技研工業(株)	334	1,213	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い、議決権を行使する。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
トヨタ自動車(株)	4,032	33,800	継続的取引関係の維持・深化の為
新日鐵住金(株)	67,441	20,400	業務提携の一環として
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	8,704	6,473	資金調達等の円滑化の為
三菱マテリアル(株)	10,491	4,238	業務提携の一環として
(株)みずほフィナンシャルグループ	16,161	3,411	資金調達等の円滑化の為
三菱重工業(株)	4,734	3,135	継続的取引関係の維持・深化の為
大同特殊鋼(株)	4,274	2,299	継続的取引関係の維持・深化の為
電源開発(株)	515	2,083	継続的取引関係の維持・深化の為
丸一鋼管(株)	661	1,882	継続的取引関係の維持・深化の為
東プレ(株)	947	1,778	継続的取引関係の維持・深化の為
三菱商事(株)	669	1,619	継続的取引関係の維持・深化の為
エア・ウォーター(株)	735	1,579	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)三井住友フィナンシャルグループ	337	1,550	資金調達等の円滑化の為
アルコニックス(株)	854	1,514	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)大林組	1,845	1,439	継続的取引関係の維持・深化の為
鹿島建設(株)	2,421	1,351	継続的取引関係の維持・深化の為
関西電力(株)	1,176	1,348	継続的取引関係の維持・深化の為
三井物産(株)	825	1,329	継続的取引関係の維持・深化の為
西松建設(株)	2,740	1,167	継続的取引関係の維持・深化の為
日本発条(株)	926	1,160	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)淀川製鋼所	2,247	1,069	継続的取引関係の維持・深化の為
双葉電子工業(株)	546	1,057	継続的取引関係の維持・深化の為
日本コークス工業(株)	9,229	1,052	継続的取引関係の維持・深化の為
品川リファクトリーズ(株)	3,525	1,029	継続的取引関係の維持・深化の為
豊田通商(株)	311	989	継続的取引関係の維持・深化の為

みなし保有株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	権限の内容
日本発条(株)	9,504	11,908	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指示に従い、議決権を行使する。
丸一鋼管(株)	1,201	3,418	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指示に従い、議決権を行使する。
サンコール(株)	5,069	3,335	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指示に従い、議決権を行使する。
シンフォニアテクノロジー(株)	14,898	3,173	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指示に従い、議決権を行使する。
本田技研工業(株)	334	1,303	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い、議決権を行使する。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	106	89	105	59
連結子会社	252	—	258	0
計	359	89	363	60

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社及び当社の連結子会社による当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG L.L.P.等に対する報酬は、監査証明業務に基づくもの31百万円、非監査業務に基づくもの151百万円であります。

（当連結会計年度）

当社及び当社の連結子会社による当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG L.L.P.等に対する報酬は、監査証明業務に基づくもの35百万円、非監査業務に基づくもの129百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス業務等であります。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、海外関係会社の内部統制に関する調査・助言業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針は、次のとおりであります。

監査報酬の決定に先立ち、監査法人から監査の方法、日数等を含む監査計画及び当該計画に基づく監査報酬額の提示を受け、当該計画及び報酬の額の妥当性について、当社の事業規模及び業務内容に鑑み、監査業務が適切に遂行されるための十分な監査時間が確保されているか、効率的な監査業務が実施されるかなどの観点で検討し、監査法人と協議のうえ監査報酬を決定します。なお、監査報酬の最終的な決定にあたっては、監査役会の同意を得ることとしております。